

令和元年第7回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和元年7月24日（水）第7回鹿沼市農業委員会総会を御殿山会館大会議室において開催した。

出席者委員

2番 豊田 道有	3番 福田 春男	4番 矢野 律子
5番 根本 和男	6番 青柳 秀男	7番 石川 喜治
8番 村上 信吉	9番 福田 裕	10番 廣田 和世
11番 江俣 伸一	12番 奈良部 繁雄	13番 篠原 和夫
14番 鈴木 克男	15番 牧島 俊男	16番 大森 用子
17番 毛塚 欣伸	18番 益子 裕幸	

(17名)

欠席委員 1番 塩入 佳子

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 駒場 久和	農地調整係長 福田 昌子
	主事 高橋 知生	主事 前澤 保友
経済部農政課	主査 橋本 浩一	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 福田 昌子

—◇—

◎事務局長は、開会に先立ち、議案書3ページ6番について取り下げ願いが提出されたため、削除を依頼した。

◎議長（奈良部繁雄会長。以下議長）は午前10時02分、第7回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

6番 青柳 秀男 委員、10番 廣田 和世 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回は、売買2件、贈与1件、計3件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎福田裕委員 1番の塩山町の売買は、現在は破産管財人弁護士の管理となっているところで、問題ありませんので承認をお願いします。

◎鈴木克男委員 2番は、北赤塚町の譲渡人から譲受人への贈与です。譲受人はイチゴ栽培をしている専業農家です。この農地は、譲受人の田んぼにつながる11坪しかない農地で、譲渡人からもらってくれと頼まれたと聞いています。問題ありませんので承認をお願いします。3番は、塩山町の譲渡人から藤江町の譲受人への売買です。こちらも問題ありませんので、承認をお願いします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため1番から3番の許可について諮り、決定した。

◎議長は、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（前澤主事）議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、富岡における、太陽光発電施設への転用については、北と南を宅地、西を畑、東を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。

2番、武子における、譲受人申請の園芸用土採取及び搬出入路への転用については、南と西を畑、北と東を山林に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。

3番、仁神堂町における譲渡人申請の一般住宅への転用については、北と西を宅地、東を道路、南を雑種地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。

4番、上日向における、保育園及び駐車場への転用については、北と南を田、西を宅地・道路、東を水路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地

に区分されますが、集落に接続し、業務上必要な施設に該当します。また今回の申請は、事業継承であり、事業内容の変更はありません。

5番、下石川における、資材置場への転用については、北と東を山林、南と西を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある「第1種農地」に区分されますが、集落に接続し、業務上必要な施設に該当します。

7番、南上野町における、太陽光発電施設への転用については、北と南と西を道路、東は畑・宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。

8番、南上野町における、太陽光発電施設への転用については、北と西を水路、東と南を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。

9番、深程における、太陽光発電施設への転用については、南と東を道路、北を雑種地、西を山林に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。

以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（廣田和世委員）議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番から4番を私、5番及び7番から9番を青柳委員が報告します。

1番、富岡の件は、菊沢コミュニティセンターから北に300mの所で、売買による太陽光発電施設への転用です。すでに周りには太陽光発電施設があり、問題ないと見てまいりました。

2番、武子の件は、市立北中学校から西に50mの所で、賃借権設定による園芸用土採取及び搬出入路のための一時転用です。周りは耕作放棄地で、問題ないと見てまいりました。3番、

仁神堂町の件は、市立菊沢東小学校から北に150mの所で、売買による一般住宅への転用です。周りはほとんど分譲住宅が建っており、問題ないと見てまいりました。4番、

上日向における保育園及び駐車場への転用の件は、令和元年6月4日に許可されているものの事業承継の案件です。当時は学校法人での申請でしたが、社会福祉法人でなければ保育園の認可が受けることができないため、社会福祉法人として事業承継する形での申請になります。事業内容について変更はありません。5番からは青柳委員にお願いします。

◎現地調査員（青柳秀男委員）5番、下石川の件は、県道羽生田鶴田線リーバス下石川バス停から北東に60mの所で、売買による資材置場への転用です。問題ないと見てまいりました。

7番、南上野町の件は、市立みなみ小学校から南に200mのところ、太陽光発電施設への転用です。これについても、問題ないと見てまいりました。8番は、7番と近い場所での転用で、同じく市立みなみ小学校から南に200mのところとなります。譲受人も同じで、太陽

光発電施設への転用です。問題ないと見てまいりました。9番も、同じ譲受人による太陽光

発電施設への転用で、場所は深程、宮前橋から西に 600mの所で、こちらも問題ないと見てまいりました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎豊田道有委員 1番、富岡の件は、少し前に父親が太陽光発電施設に農地転用した場所の北隣を、娘さんが同じく太陽光発電施設に転用するものです。譲渡人は高齢で、耕作する人もいない状況です。問題ありませんので承認願います。

◎福田春男委員 2番、武子の件は、園芸用土採取及び搬出入路のための一時転用です。農地所有者が昨年亡くなったので、その相続人が譲渡人となっていて、また、●●さんの農地は、その搬出入路として使用することから、一時転用の申請となっています。耕作放棄地の多いところであるので、これで少しきれいになるといいと考えています。3番、仁神堂町の一般住宅のための転用の場所は、現地調査員の説明のとおり、住宅への転用が進んでいる場所であります。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎根本和男委員 4番、上日向の事業承継の件は、5月の総会で承認をいただいたところです。経営者の名称が変わるだけで、内容は変わらないということなので、問題ないと思います。

◎江俣伸一委員 5番、下石川の資材置場への転用は、現地調査員の説明のとおり、問題ありませんので、承認をお願いします。

◎鈴木克男委員 7番、南上野町、太陽光発電施設への転用の件は、現地調査員の説明のとおり、問題ありません。また、8番も同じ申請人による太陽光発電施設への転用で、この辺りは太陽光発電施設への転用が進んでいる場所であります。こちらも、問題ありません。

◎益子裕幸委員 9番、深程の太陽光発電施設への転用は、現地調査員の説明のとおり、問題ありませんので、承認をお願いします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から5番及び7番から9番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第3号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より令和元年7月10日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規・更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に、合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書4ページをご覧ください。更

---

新の利用権設定が、4件、6筆、26,592㎡となっております。続いて、議案書6ページをご覧ください。中間管理事業による利用権設定が、1件、18筆、17,108㎡となっております。これら合計5件、24筆、面積43,700㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第3号について、質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番から5番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による「農用地利用配分計画に係る意見について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局(高橋主事)議案第4号 農用地利用配分計画に係る意見についてご説明いたします。先ほどの第4号議案の中間管理事業は、農地中間管理機構が出し手から農地を借り受けるためのものでしたが、本議案は、農地中間管理機構が受け手に貸し付けるために必要な手続きになります。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農用地利用配分計画を作成し、同法19条により、この農用地利用配分計画の案を市が作成する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされていることから、今回ご審議いただくものです。配分計画に係る筆、面積、利用権の終期はすべて農地中間管理事業分の農用地利用集積計画と同じであります。議案書7、8ページをご覧ください。公益財団法人栃木県農業振興公社が借り受けた農地を受け手へ配分するものとなっております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、1番の案件が自身の案件であることから、審議を円滑に進めるため、豊田道有会長職務代理者に議長を交代した上で、一時退席した。

◎議長(豊田道有会長職務代理者。以下議長)は、議案第4号について、質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、議案第5号については妥当と決定した。議長は、奈良部繁雄委員の入室を促し、議長を交代した。

◎議長(奈良部繁雄会長。以下議長)は、議案第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更(農振除外)について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局(橋本主査)農政課農政係の橋本です。よろしく申し上げます。それでは、議案第5号 鹿沼農業振興地域整備計画の変更(農振除外)について、ご説明させていただきます。議案書9ページをご覧ください。

議案に入る前に、今回申請がありました案件について総括的な説明をさせていただきます。今回の農振農用地区域からの除外申出案件は、令和元年5月31日までに受理した5件であ

---

ります。筆数は8筆で、面積は7,795.08㎡です。地目別の内訳で申しますと、田が0筆で、畑が8筆7,795.08㎡となっています。目的別内訳では、一般住宅敷地が2件で998㎡、駐車場敷地が1件で1,079.00㎡、進入路が1件で56.08㎡、資材置場及び駐車場敷地が1件で5,662㎡です。こちらにおきましても、農政課では全ての案件について現地調査を行いました。また、農業振興地域整備促進協議会調査部会では本日午後に現地調査を行う予定です。それでは、今回除外の申出のあった案件について説明いたします。

番号1番 古賀志町 ●●さん、●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は武子地内 武子集落センターから北東に約500mに位置しています。利用予定者は夫婦で、●●さんは土地所有者の二女にあたります。●●さん夫妻は現在借家住まいをしておりますが、出産を機に現在の住宅が手狭になったため住宅建築を計画し当該申出地を選定しました。面積は1筆で499㎡、北・東・南側を畑、西側を宅地に接しています。今回の変更については、事務局による現地調査の際に既に一部が倉庫として利用されており、申出者からは始末書が添付されています。

続いて番号2番 日光奈良部町 ●●さん申出の進入路です。場所は縦山町地内ヤオハン縦山町店から南東に約250mに位置しています。利用予定者は、分家住宅を建築するにあたり進入路を確保する必要があることから、今回の申出に至りました。面積は3筆で56.08㎡、北・西側を宅地、東・南側を田に接しています。

続いて番号3番 上南摩町 ●●さん申出の駐車場敷地です。場所は旭が丘地内 鹿沼運動公園から南西に約600mに位置しています。利用予定者は●●株式会社で、県道上久我・栃木線の拡幅工事により、倉庫を現在の駐車場敷地に移設しなければならず、そのため駐車場敷地が不足してしまうことから当該申出地を選定しました。面積は1筆で1,079㎡、北・東側を宅地、西・南側を畑に接しています。

続いて番号4番 茂呂 ●●株式会社申出の資材置場及び駐車場敷地です。場所は茂呂地内鹿沼市花木センターから南東に約500mに位置しています。利用予定者は●●株式会社で、事業拡大のため資材置場及び駐車場が不足していることから、当該申出地を選定しました。面積は2筆で5,662㎡、北側を宅地・雑種地、東・西側を畑、南側を宅地・畑に接しています。今回の変更については、事務局による現地調査の際に既に一部が資材置場及び駐車場として利用されており、申出者からは始末書が添付されています。

続いて番号5番 深津 ●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は深津地内 上州屋商店から南東に約900mに位置しています。利用予定者は申出者本人で、現在、土地所有者である父の家に家族8人で同居していますが、子どもが大きくなり住宅が手狭になったため、住宅建築を計画し当該申出地を選定しました。面積は1筆で499㎡、北・東・西側を畑、南側を宅地に接しています。

最後に、いずれの案件につきましても、選定経過から他に代替える土地もなく、周辺農地に与える影響も少ないため農振除外はやむを得ないと思われれます。以上で、鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について、農政課からの説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしく願いいたします。

◎議長は、農政課の説明の後、担当地区委員の意見を求めた。

◎福田春男委員 1番、古賀志町の件ですが、農政課の説明のとおり問題ないと思われま  
すのでよろしくお願ひします。

◎村上信吉委員 2番、日光奈良部町の進入路の件は、農政課の説明のとおり問題ないと思  
われます。

◎廣田和世委員 3番、上南摩町の件は、交差点拡張のため、もともとあった駐車を移設す  
ることになったもので、なんの問題もありませんので、ご承認をお願いします。

◎篠原和夫委員 4番、茂呂の資材置場及び駐車の件は、農政課の説明のとおり問題ないと思  
われます。5番、深津の一般住宅の件も、ただ今の農政課の報告のとおりで、問題ありま  
せん。

◎議長は議案第5号について他に意見を求めたが、意見はなかったため、1番から5番につい  
ては異存なしと決した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時47  
分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和元年7月24日

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---